【市街化区域】
【準都市計画区域】

# 開発許可申請フロー

大分市都市計画部
開発建築指導課
開発指導室

**～許可が必要な面積～**
**市街化区域　0.1ha以上**
**準都市計画区域　0.3ha以上**

**開発面積0.5ha以上**

**YES**

**事前審査申請**

関係各課と協議

**地元説明会実施（１回目）**

**事前協議申請**

関係各課と協議

**地元説明会実施（２回目）**

**NO**

**事前協議申請**

関係各課と協議

**開発許可申請**

申請手数料支払い

**許可通知書交付**

**開発工事関係他法令検査**

**完了検査**

**都計法施行規則60条証明**

**建築確認申請**

**★各種審査の流れ★**

書類の不備・添付漏れ等あった場合、一時預かりはできません。また、下記標準処理期間以上要する場合があります。

一時預かり・審査
↓
本受付・決裁
↓
通知書交付

標準処理期間：18日～40日
（変更許可の場合：15～35日）

【標準処理期間に参入しない日数】
・申請内容不備による補正等に要する期間
・他法等の手続き（認可、承認、協議）の日数
・開発審査会に付議するために要する日数
・開発行為に係る手続きで、国等との協議期間
・大分市の休日を定める条例に規定する休日
・農地法の許可に係る日数
・完了検査時手直し工事が発生した場合の日数